

島根県報

平成25年7月12日(金)

第 2,511 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

国 次

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正(総 務 課) 2保安林予定森林(森 林 整 備 課) 2土砂災害警戒区域の指定(砂 防 課) 2

【公告】

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 3

【正 誤】

平成25年5月17日付け島根県報第2,495号中 (森林整備課) 4

告示

島根県告示第512号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報(平成14年島根県告示第798号)の一部を次のように改正 し、平成25年7月12日から施行する。

平成25年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の公立大学法人島根県立大学職員採用試験の項中「結果通知発送の日の翌日」を「合格発表の日」に改める。

島根県告示第513号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成25年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所 安来市広瀬町宇波2683-22
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第514号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
 - 隠岐の島町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
 - ア 急傾斜地の崩壊

平E、西郷加茂A、岬町A、城北町A、西郷飯田A、中島、北方D、浜那久D、津戸A

イ 土石流

西郷飯田A、西郷飯田B、平D、北方C、五箇中央福浦A、津戸E、津戸G、津戸H

(3) 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び隠岐の島町役場において一般の縦覧に供する。)

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

海士町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

保々見A

(3) 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部及び海士町役場において一般の縦覧に供する。)

3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

西ノ島町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

美田C

(3) 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場において一般の縦 覧に供する。)

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 申請のあった年月日
 - 平成25年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奥出雲BGFやっちゃら会

3 代表者の氏名

清水 俊之

4 主たる事務所の所在地

島根県仁多郡奥出雲町三成369番地11

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、奥出雲町を中心として、島根県域の防災・減災・復興に役に立つ災害救援活動及び地域活力を活用して、大人から子どもの健全育成活動を行う。そして、いざという時に、どこまでも地域の皆様を互助する事業を行い、人とまちづくりの推進活動に寄与することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事

業年度の活動予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

9 縦覧場所

県政情報センター(県庁第三分庁舎1階)

雲南地区県政情報コーナー (雲南合同庁舎1階)

正誤

平成25年5月17日付け島根県報第2,495号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県告示第364号中	浜田市三隅町矢原397内1、2452、	浜田市三隅町矢原2452(次の図に示
		2452内 1	す部分に限る。)、397内1、2452内
			1
		(「次のとおり」は、省略し、	(「次の図」及び「次のとおり」
		その関係書類を	は、省略し、その図面及び関係書類
			E